

金融審議会
「金融制度スタディ・グループ」

金融機関による情報の利活用に係る
制度整備についての報告

平成 31 年 1 月 16 日

金融審議会「金融制度スタディ・グループ」メンバー等名簿

平成31年1月16日現在

座長	岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授	
メンバー	岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授	
	植田 健一	東京大学経済学部准教授 (公共政策学連携研究部兼経済学研究科)	
	大野 英昭	アクセンチュア株式会社特別顧問	
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長	
	加毛 明	東京大学大学院法学政治学研究科准教授	
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授	
	後藤 元	東京大学大学院法学政治学研究科准教授	
	坂 勇一郎	弁護士(東京合同法律事務所)	
	田中 正明	公益財団法人米日カウンスル評議員会副会長	
	戸村 肇	早稲田大学政治経済学術院准教授	
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人	
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授	
	船津 浩司	同志社大学法学部教授	
	松井 秀征	立教大学法学部法学科教授	
森下 哲朗	上智大学法科大学院教授		
オブザーバー	全国銀行協会	国際銀行協会	日本証券業協会
	個人情報保護委員会	消費者庁	法務省
	財務省	経済産業省	日本銀行

(敬称略・五十音順)

1. 情報の利活用の社会的な進展とそれに伴う課題

近年、情報通信技術の飛躍的な発展等を背景に情報の利活用が社会的に進展し、金融と非金融の垣根を超えた情報の利活用により、一般事業会社やフィンテック事業者を中心に、従来は存在しなかった利便性の高いサービスを提供する者が出現しつつある。

こうした動きは、利用者利便の向上やイノベーションの促進の観点から基本的には望ましいものと考えられ、一般事業会社、フィンテック事業者、伝統的な金融機関のいずれの主体であれ、情報の利活用に取り組んでいくことは自然な流れとなっている。

他方、こうした動きが拡大していく中で留意すべき点として、以下の2点が考えられる。

- ① 情報に関連するルールのあり方
- ② 情報の利活用の社会的な進展を踏まえた伝統的な金融機関の業務範囲規制のあり方

第1に、情報に関連するルールのあり方についてである。情報の適切な取扱いを確保することは金融分野において重要であり、これに関しては、本スタディ・グループにおける議論においても、例えば以下のように、様々な意見があったところである。

- 情報の利活用の社会的な進展を踏まえ、個人情報保護の観点からルールの再検討を行うことが必要ではないか
- 情報に関連するルールを考える際には、情報の保護と利活用との両立を一層図っていく観点が重要ではないか

こうした、情報に関連するルールのあり方について具体的な検討を進めることは、本スタディ・グループの役割を超えることとなる。また、この問題は必ずしも金融分野に限定されるものではなく、分野横断的に検討を行うことが必要であると考えられるところ、情報の利活用の社会的な進展の今後の状況も踏まえつつ、また、本スタディ・グループにおける議論も参考に、関係者において、適切な対応が進められていくことを期待する。

第2に、情報の利活用の社会的な進展を踏まえた伝統的な金融機関の業務範囲規制のあり方についてである。業務範囲に関して厳格な制限が存在する銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等¹は、一般事業会社等による情報の利活用が進展する中で変化を迫られている。伝統的な金融機関が、こうした社会全体の変化に適切に対応していく環境を整備するため、業務範囲規制について見直しの検討を行うことが適当である。

2. 情報の利活用の社会的な進展を踏まえた伝統的な金融機関の業務範囲規制のあり方

業務範囲に関して厳格な制限が存在する伝統的な金融機関のうち、銀行については、

¹ 業務範囲に関して厳格な制限が存在する他の業者として、例えば、投資運用業者がある。

平成 28 年の銀行法等の改正により、銀行業高度化等会社²を子会社・兄弟会社とすることが可能となった。この銀行業高度化等会社は、いわゆる EC モール（電子商取引市場）の運営を含めた多様な業務を営むことが想定されており、当然にして、情報の利活用に関する業務を幅広く営むことも可能である。すなわち、銀行の子会社・兄弟会社は、現行制度の下でも情報の利活用に関する業務を幅広く営むことが可能である。

他方で、利用者から情報の提供を受けて、それを保管・分析し、自らの業務に活用する、さらには（必要に応じ当該利用者の同意を得た上で）第三者に提供する、といったことが今日の経済社会において広く一般的に行われるようになってきていることを踏まえれば、伝統的な金融機関についても、情報の利活用に関する一連の業務を、本体で営むことを可能とすることが適当である。

ただし、例えば銀行の業務範囲規制の検討は、本スタディ・グループにおいてこれまでも議論があったように、①利益相反取引の防止、②優越的地位の濫用の防止、③他業リスクの排除、といった規制の趣旨を踏まえつつ、監督の実効性等にも配慮しながら進めていく必要がある。このため、銀行業高度化等会社が営むことができる情報の利活用に関する業務全てを、銀行本体が営むことを直ちに認めることは、適当ではないと考えられる。

こうした点も踏まえ、銀行本体が情報の利活用に関する一連の業務を営むことを可能とする観点から、銀行本体が営むことを新たに認める業務は、さしあたりは、保有する情報を第三者に提供する業務であって銀行業に何らかの形で関連するもの、とすることが適当である。

また、保険会社、第一種金融商品取引業者等についても、情報の利活用の社会的な進展を踏まえ、銀行本体が営むことを新たに認める上記業務に相当する業務を、それぞれ本体が営むことを認めることが適当である。

なお、保険会社については、現在、銀行業高度化等会社に相当する会社を子会社として保有することが認められていない³。これに関し、保険会社についても、保険業の高度化や利用者利便の向上を図る観点から、銀行業高度化等会社に相当する会社を子会社として保有することを認めることが適当であると考えられる。

² 情報通信技術その他の技術を活用した、銀行業の高度化・利用者利便の向上に資する（と見込まれる）業務を営む会社。

³ なお、第一種金融商品取引業者及び投資運用業者については、保有可能な子会社の範囲に関する制限がそもそも存在しないため、現行制度の下でも、銀行業高度化等会社に相当する会社を子会社として保有することが可能である。

3. 今後の課題

以上が、本スタディ・グループにおける、金融機関による情報の利活用に関する議論の結果である。本スタディ・グループにおいては、現在、他にも検討を進めているテーマがあるが、金融業を巡る環境が急速に変化していることを踏まえ、「議論が収束したものから取りまとめ、対応を求めていく」という観点から、金融機関による情報の利活用に関して、本報告を取りまとめたものである。

今後、本報告に示された考え方を踏まえ、関係者において、適切な制度整備が進められていくことを期待する。

なお、本報告は、業務範囲規制のあり方についての検討のうち、さしあたり情報の利活用に関する業務に係るものを取りまとめたものである。業務範囲規制のあり方についての検討は、引き続き、機能別・横断的な金融規制全体の検討の中で行っていく。

(以 上)